

26財財第176号

平成26年10月14日

局（区）長
教 育 長
行政委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者

副 市 長

平成27年度予算編成方針について（依命通達）

1 市財政の現状と平成27年度の財政見通し

本市の財政は、市税収入にやや持ち直しの動きが見られるものの、政令指定都市移行に伴う都市基盤整備の財源として、多額の市債を発行してきたことにより、その返済がピークを迎えているほか、扶助費が年々増加しており、ここ数年予算編成時において多額の収支不足が生じている。

平成25年度決算では、市税や株式等譲渡所得割交付金が予算を上回ったことなどから、前年度を上回る実質収支を確保したものの、退職手当債の発行や市債管理基金への借入りに依存せざるを得ないなど、引き続き厳しい収支状況であった。

また、健全化判断比率については、いずれの指標も改善し、財政健全化に向けた取組みの成果が表れてきているものの、引き続き政令指定都市でワーストとなるなど高水準で推移してきており、財政健全化は未だ道半ばであることから、今後も財政健全化に向けた取組みを着実に推進していく必要がある。

平成27年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税が、税制改正による法人市民税の税率引下げもあり大幅な減収となる見込みである。また、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等については、国の予算編成の動向を見極める必要があるとともに、市債については、健全化判断比率等への影響を踏まえ、可能な限り抑制を図る必要がある。

一方、歳出では、公債費が高止まりし、生活保護費等の扶助費の増加が見込まれるほか、労務・資材単価の高騰を背景とした事業費の増大や、介護、子育ての分野などで、急速に進展する少子・超高齢社会への的確な対応が求められることなどから、多額の財政需要が見込まれている。

また、消費税率の改定については、国の動向に留意しつつ、歳入歳出予算に的確に反映していく必要がある。

このような見通しから、平成27年度は、26年度を上回る収支不足が見込まれており、厳しい財政見通しとなっている。

2 予算編成における基本的な方針

新年度予算編成で見込まれる多額の収支不足を解消するためには、あらゆる歳入の確保やさらなる既存事務事業の整理・合理化を行う必要がある。

一方で、急速に進行する少子・超高齢化や、今後予想される人口減少社会の到来を踏まえ、本市が将来にわたり都市の活力を維持するために、長期的な展望に立った行財政運営を進めていかなければならない。

このため、平成27年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政健全化に向けた取組み及び行政改革の推進

財政健全化プラン及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、既成概念にとらわれない大胆な事業の整理・合理化など、徹底した見直しを図る。

(2) 第2次実施計画事業（マニフェストに関する取組み事業工程表に基づく事業を含む。）の推進

新たに策定する第2次実施計画の初年度として、事業費の精査を行ったうえで、事業の推進を図る。

(3) 予算要求基準

ア 経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ 臨時的経費

第2次実施計画事業にあつては、平成27年度計画額の範囲内で
所要額を見積もること。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の平成27年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。